

# 令和2年11月 川棚町議会臨時会会議録

(第1日目)

令和2年11月30日 月曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長	森 文	博
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

## 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 7 号 専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）
- 第 4 報告第 8 号 専決処分の報告（工事請負契約の変更（川棚小学校校舎トイレ改修工事））
- 第 5 報告第 9 号 専決処分の報告（工事請負契約の変更（小串小学校校舎トイレ改修工事））
- 第 6 議案第 56 号 川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 57 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 58 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

( 1 0 : 0 0 )

**議**            **長** ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和2年11月川棚町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

**議**            **長** 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、小田成実議員及び田口一信議員を指名いたします。

**議**            **長** 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日1日限りと決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

( 1 0 : 0 1 )

**議**            **長** なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

**議**            **長** 次に、日程第3、報告第7号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町**            **長** 皆様おはようございます。本日ここに、令和2年川棚町議会11月臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましてはご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

本日ご審議いただく議案案件は、専決処分の報告3件と条例の一部改正3件でございます。

それでは、報告第7号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」について、報告をさせていただきます。

今年の7月28日、川棚町小串郷JR大村線小串郷駅構内の小串歩道橋において照明架線の取付金具が腐食し脱落したため、列車運行に支障をきたし損害を与えたものであります。改めてご迷惑をおかけいたしましたJR並びに乗客の皆様方に対しまして心からお詫びを申し上げる次第でございます。その後、10月23日に九州旅客鉄道株式会社長崎支社と示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第1号の規定により、損害賠償の額を定めることについて専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい。それでは内容について説明いたします。報告第7号の2枚目をお開きください。具体的にはこの専決処分書のとおりでありますので、読み上げて報告とさせていただきます。ご了承願います。

専決第15号、専決処分書。

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第1号の規定により損害賠償の額を次のとおり専決処分する。

令和2年10月23日専決、川棚町長 山口文夫。

損害賠償の額を定めることについて。

川棚町小串郷駅構内で発生した、九州旅客鉄道株式会社列車支障について、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

1. 事故発生日時 令和2年7月28日 火曜日 午後10時20分頃。
2. 事故発生場所 川棚町小串郷 JR大村線小串郷駅構内。
3. 損害賠償の相手方 長崎市尾上町8番6号 九州旅客鉄道株式会社 長崎支社 支社長 西川佳祐。
4. 事故の概要 令和2年7月28日 火曜日 午後10時20分頃、川棚町小串郷小串郷駅構内において、小串歩道橋の照明架線の取付金具が腐食し破損、脱落したことにより列車運行に支障をきたし損害を与えたものです。

5. 損害賠償額 20万9,135円。

以上のとおり報告とさせていただきます。以上で専決処分の報告についての説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。列車運行に支障をきたしたという損害ですけれども、何分くらいの運行の遅れがあったのかということをお聞きします。それと併せて、運行の支障だけで列車の車両等には損害はなかったと思われそうですがそうですかということをお聞きします。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい、お答えします。列車運行支障については約1時間程度であります。それと列車本体自体にはですね、損害はあっておりません。以上です。

議 長 ほかに。堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。この取付金具が腐食ということになっておりますけど、これはあそこは町道になっておりますので点検をされていると思うんですけど、この点検を、結局見落としたということでしょうかから、腐食して落下するまで気付かなかったということは点検をしていなかったということになると思うんですけど、点検の方はどうだったんでしょうか。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい、お答えします。点検については平成30年度に実施をしております。平成31年2月に報告を受けておりますが、その報告書の中にですね、特記事項として腐食をしているという表記がっております。そのことについてですね、記入はしてあった部分について私どもが見落としていたということでありませう。

議 長 ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9 番 高 以 良 損害の額が20万9,135円というふうになっていますが、列車の車両には損害はなくてということでしたけれども、この20万9,000円の額の内容について確認されておられればお尋ねしたいと思います。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい、お答えします。この20万9,135円の内訳ですけ

れども、人件費が17万4,958円、これは架線のですね、応急措置等です  
ね、博多運行管理部とか車両部とか、約45名程度の人に出ています。  
そのほかにですね、乗客を送るためのタクシー代、高速代、切符払戻代等  
がありまして、合計が20万9,135円となっております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 今回専決処分であがっているのは損害額となっております  
けれども、腐食して壊れた部分の改修というものはどのようになっている  
んですか。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。腐食している部分についてはですね、現在工事を発注  
しております、橋の上をですね、架線が通らないように駅側から街灯に  
持っていき、あるいは駅の反対側の方からですね、直接街灯に持っていく  
ということで、今は駅の反対、線路を挟んで反対側からですね、架線が来  
て歩道橋にある街灯にいったんですけれども、それを駅側から直接取る  
ということで歩道橋をですね、架線が通らないような改修を現在発注し  
ているところであります。以上です。

議 長 ほかに。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 再発防止という観点からですね、発覚状況といいますか、  
そういう経緯がわかっておれば聞きたいと思えますけど。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。発覚というかですね、ちょうど列車が小串郷駅に到着  
するときですね、運転手が発見し列車が止まったということでもあります。  
以上です。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 列車との直接の接触といった、例えばがさっと入ったとか、  
そういったことはなかったわけですね。事前に止まりはしたわけですか  
ない。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。列車との接触はあっておりません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:12)

**議** 長 次に、日程第4、報告第8号「専決処分の報告（工事請負契約の変更（川棚小学校校舎トイレ改修工事））」を議題といたします。報告内容の説明を求めます。町長。

**町** 長 報告第8号「専決処分の報告（工事請負契約の変更（川棚小学校校舎トイレ改修工事））」について、ご報告をいたします。

川棚小学校校舎トイレ改修工事につきましては、令和2年6月19日に開催された定例会において、議案第41号で工事請負契約の締結の議決をいただき、工事を施工してきたところであります。

しかし、施工中の工事の一部に変更が生じ、緊急を要するものであったため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分の指定に関する条例第2条第4号の規定により、令和2年10月29日付けで専決処分により契約変更を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、専決処分の内容につきましては、教育次長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

**議** 長 教育次長。

**教 育 次 長** はい。それでは、専決処分の内容につきましてご説明いたします。なお、本日専決処分報告議案の3枚目の参考資料の差し替えをお願いしたく配布させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは説明します。報告書の1枚をめくっていただき、専決処分書をご覧ください。

契約金額につきましては、変更前の工事請負金額が8,162万円であり、変更後の工事請負金額を8,575万9,300円としたもので、413万9,300円の増額で、増額率は5.07パーセントであります。町長の専決処分の指定に関する条例第2条第4号の規定による町長の専決事項で

は、「緊急性がある契約の変更は、契約金額の10パーセント以内の増減を行うこと。ただし、10パーセント以内に相当する金額が500万円以下であるものに限る」と規定されており、また、工期については令和2年10月30日までであったことから、令和2年10月29日に専決処分を行ったものです。

それでは、変更となる工事の概要について説明します。差し替えを行いました参考資料をご覧ください。参考資料に変更後の部分をそれぞれ記載しておりますので、内容の方をご確認いただきたいと思います。

まず、建築工事の変更としまして、1点目、トイレとその前面の廊下を仮設間仕切りで区画して改修工事を施工したところですが、原設計において仮設間仕切りを1階層部分しか積算していなかったことから2階層部分を追加したものであり、間仕切り資材とドアの出入り数量をそれぞれ変更したものでございます。2点目の目隠しルーバー・転落防止柵の設置については、川棚小学校と川棚中学校の間の町道からは1階トイレ部分のブース内を見下ろすことになることから、窓に目隠し用のルーバーを設置し、また、2階及び3階のトイレブースからは洋式トイレを足場にして上がった場合、窓からの転落の危険性があるため転落防止柵を設置したため、これを追加工事としたところ。3点目の壁面タイル張り補修については、エポキシ樹脂注入による補修部分を出来高により数量を変更したものでございます。4点目のスラブ上裏補修については、床スラブの配筋が腐食しモルタルが剥がれていたため、これを追加工事として補修をしたものでございます。

次に電気設備工事です。電灯コンセント設備のうち、照明の自動点灯消灯システムの制御について、タイムスイッチ制御から手動制御に変更したものであり、分電盤内のタイムスイッチ装置を取りやめ手動操作ユニット装置を追加したものでございます。

続いて機械設備工事です。1点目の既設給水管破裂に伴う復旧工事ですが、トイレ改修工事に伴うパイプスペース内の老朽化した給水管を更新するため、仮設給水管により校舎内給水を再開したところ、1階東側玄関地下に埋設する給水管が老朽化によるものと思われるところで破裂し、校舎内給水が不能となったため露出配管にて復旧したところであり、これを追加工事として施工したものであります。2点目のはつり工事でございますが、衛生器

具の給排水口、床スラブを貫通する穴は既設を利用することにしていましたが、原設計の衛生器具配置に対応した箇所のない給排水口については、床スラブ貫通穴をですね、追加して施工したため削孔数量を追加したものでございます。

続いて参考資料裏面の仮設トイレでございます。原設計では2か所のトイレ改修工事を1か所ずつ施工していく内容としておりました。川棚小学校では東側、中央部のトイレと西側の方に2か所のトイレがございます。しかし、夏休みの短縮によりはつり工事などの学校運営に支障をきたす工事を集中して行う必要が生じたことから、2か所のトイレ改修工事を一斉に施工することとしました。そのため、児童数に応じた仮設トイレの設置が必要となったことから、学校と打ち合わせを行い、校舎の西側に仮設トイレを1か所追加したものです。なお、仮設トイレの変更については、4枚目の方に図面を付けていますのでご確認をお願いいたします。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。ありませんか。堀池議員。

**5 番 堀 池** 今回トイレ改修の工事での専決処分の報告ということで、先ほど報告があったように専決処分の指定に関する条例において指定された専決処分ということで、これは500万だったですよ、専決の方で。今回川棚の方は413万9,300円ということであるんですけども、工事、私は全く専門じゃないんでわからないんですけど、これだけの改修をして、逆に言えば400何万だということなんですけども、落とした業者の方は大丈夫なのか。それこそ金額を抑えてるんじゃないかなという心配があるんですけど、その点を確認させていただきませんか。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい。この変更につきましては、原設計の中身を改修工事に照らしてですね、設計の変更を行ったうえで当初の契約の際、予定価格としておりました金額、それから実際の工事契約の金額、その落札減をですね、変更後の金額の方に当てはめて契約額を変更したものでございます。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

**議 長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:22)

**議 長** 次に、日程第5、報告第9号「専決処分の報告（工事請負契約の変更（小串小学校校舎トイレ改修工事））」を議題といたします。報告内容の説明を求めます。町長。

**町 長** 報告第9号「専決処分の報告（工事請負契約の変更（小串小学校校舎トイレ改修工事））」について、ご報告をいたします。

小串小学校校舎トイレ改修工事につきましては、令和2年6月19日に開催された定例会において、議案第42号で工事請負契約の締結の議決をいただき、工事を施工してきたところであります。しかし、施工中の工事の一部に変更が生じ、緊急を要するものであったため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分の指定に関する条例第2条第4号の規定により、令和2年10月29日付けで専決処分により契約変更を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、専決処分の内容につきましては、教育次長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい。それでは専決処分の内容につきましてご説明いたします。なお、本日この専決処分の報告第9号につきましても川棚小学校の校舎改修工事のとおり、専決処分ですね、3枚目の参考資料の差し替えをお願いしたく配布させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは説明します。報告書を1枚めくっていただき、専決処分書をご覧ください。

契約金額につきましては、変更前の工事請負金額が5,445万円であり、変更後の工事請負金額を5,871万300円としたもので、426万300円の増額で、増額率は7.82パーセントであります。町長の専決処分の指定に関する条例第2条第4号の規定による町長の専決事項では、「緊急性がある契約の変更は、契約金額の10パーセント以内の増減を行うこ

と。ただし、10パーセント以内に相当する金額が500万円以下であるものに限る」と規定されており、また、工期については契約当初は工期末を令和2年9月30日としておりましたが、施設の老朽化による追加工種の工事が生じたので、これを令和2年10月30日までに延長したところであり、令和2年10月29日に専決処分を行ったものです。

それでは、変更となる工事の概要について説明します。差し替えを行いました参考資料をご覧ください。工事の変更内容につきましては、参考資料にそれぞれ記載をしておりますのでこれを説明いたします。

1点目として、トイレとその前面の廊下を仮設間仕切りで区画して、改修工事を施工したところですが、原設計において仮設間仕切りを1階層部分しか積算していなかったことから、2階層部分を追加したものであり、間仕切り資材とドアの出入り数量をそれぞれ変更したものでございます。2点目の壁面タイル張り補修につきましては、エポキシ樹脂注入による補修部分を出来高により数量を変更しております。3点目のスラブ上裏補修につきましては、各階ともに床スラブの配筋が腐食し、モルタルの剥がれが広範囲に確認されたため、これを追加工事として補修したものでございます。なお、この補修工事は今回のトイレ改修工事の工程に大きく影響することになったため、工期を1月延長する原因となったものでございます。4点目の防水改修につきましては、屋上設置の受水槽の架台基礎部分から漏水が確認されたため、ウレタン塗膜防水補修を追加工事として施工したものでございます。

次に、電気設備工事でございます。電灯コンセント設備のうち、照明の自動点消灯システムの制御について、タイムスイッチ制御から手動制御に変更したものであり、分電盤内のタイムスイッチ装置を取りやめ、手動操作ユニット装置を追加したものでございます。

続いて、機械設備工事でございます。1点目の衛生器具設備について、小串小学校は職員用トイレがないことから、1階の男女トイレのそれぞれにトイレブースの1か所を職員優先トイレとして、ウォシュレット付きの洋式便器を設置したことにより数量を変更したものでございます。2点目の給水設備につきましては、既設揚水管が老朽化が見られたことからこれを取り替えたものでございます。3点目のはつり工事でございますが、衛生器具の給排水口のための床スラブ貫通の穴は既設を利用することとしておりましたが、原

設計の衛生器具配置に対応した箇所のない給排水口については、床スラブ貫通穴を追加して施工し、そのため削孔数量を追加したものでございます。

最後に仮設トイレでございます。説明資料の裏側になります。仮設トイレ工事につきましては、学校の意見を踏まえまして、仮設トイレを増設したものでありまして、また、工期の延長に伴いリース期間を1月延長しております。なお、仮設トイレの変更につきましては、4枚目に図面を付けていますのでご確認をお願いいたします。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。ありませんか。福田議員。

**1 番 福 田** はい。先ほどの件と重複するところでお聞きしますが、まず3点お聞きしたいのですが、最初の間仕切りの件ですけど、1階部分が3階層分になったということですが、それはなぜ最初からできなかつたのか、見落とししてたんじゃないかなと私は思うんですが、その原因は何だったのかということ。

それと自動点灯システムということで、今度は手動に変えられたと、手動にした理由をお聞きしたいと思います。

それからもう1点、給排水口について、今度新しく設置する分との兼ね合いでずれてるということではありますが、全体的に穴の数はいくつが必要だったのか。また、なぜその器具は最初から設計されてますので、その器具とのずれというのはなぜ発生したのか。以上3点をお聞きします。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい、ただいまの質問についてお答えいたします。仮設間仕切りの関係の件です。これにつきましては、議員がおっしゃるようになりますね、見落とし、設計の積算漏れということで、1階層部分のみしかですね、積算をしてなかったということで、その確認ができていなかったために2階層分を追加することになったということでございます。

続いて、電灯コンセント設備の制御方法を変えた理由ということでございますけれども、このタイムスイッチ制御というのは分電盤内にですね、設備を追加して、そこで週間での運用、それから時間での運用というのを設定できるというようなことでありましたけれども、実際週間運用してしまつて土日をオフにするような状況にしていまいますと、その時点でもう土日に学校の方に校内に入りましてトイレを使用するとしたときにはもう点かないよう

な運用もできるということで、また、時間での設定をした場合も同様のことが起きるといような状況でございましたので、運用方法として特に支障がなければ熱感知による、人感センサーによる点消灯をですね、切ったり入れたり、あるいは常時点灯するといような形での設定に変えればいいのではないかといようなことがありましたので、制御方法を手動の制御方法に変えたところでございます。

はつり工事の、最後の3点目の床スラブの貫通をする穴の件でございますけれども、当初原設計では既設の穴を利用して実施をするという、施工をして改修後の配管、給排水のですね、給水それから汚水の配管を行うということにしてありましたけれども、どうしても改修後の配管の設置する穴、給水汚水管の設置する穴の墨出しなどを行うときにですね、施工するのをしやすいような、より工程を考慮してですね、短期間でできるようにするためには、位置取りがあまり変わらない部分についてはそのままの穴を使っていけばいいんですけれども、穴を1回補修をして、そして必要な箇所に墨出しを行って照らしながらの方が工事の施工がやりやすいといようなこと、それから工程の短縮という部分でですね、業者さんの方と打ち合わせをしながら施工管理者の意見も聞きながらそういった工事の施工方法に変更したためにですね、追加の削孔が増えていったといようなことをご理解をお願いしたいと思います。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

**1 3 番 波 戸** はい、13番波戸です。衛生器具の設備のところでお尋ねします。トイレのところがですね、節水型洋風便器となっているんですが、これは我々が普通イメージする洋式便器と同じものと理解してよろしいでしょうか。

**議** 長 教育次長。

**教 育 次 長** はい。普通の洋式トイレ便器ということでご理解をお願いいたします。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

( 1 0 : 3 8 )

**議 長** 次に、日程第 6、議案第 5 6 号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第 5 6 号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

国においては、今年度の人事院勧告に沿って一般職の給与が改定され、期末手当の引き下げが行われており、これに準じて特別職の期末手当についても所要の措置が講じられております。本町の議会議員の期末手当につきましては、これまで国の特別職の支給月数に準じていることから、今回、国の特別職の支給月数に合わせるため、一部改正の条例を提案しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。それでは新旧対照表で説明いたしますので、議案の 2 枚目をお開きください。

今回の期末手当は 0. 0 5 月、すなわち 1 0 0 分の 5 月を引き下げるというものであります。まず、上の表が第 1 条による改正でありまして、その下の表が第 2 条による改正であります。

まず上の方の第 1 条による改正では、第 5 条期末手当であります。第 2 項において改正前の「1 0 0 分の 1 7 0」を 1 0 0 分の 5 引き下げ「1 0 0 分の 1 6 5」に改めようとするものであります。このことによりまして、年間の支給割合を「1 0 0 分の 3 4 0」から「1 0 0 分の 3 3 5」にしようとするものであります。この分が今回、今年 1 2 月の支給分に適用となります。

続きまして、下の表、第 2 条による改正であります。第 1 条により改正し

た期末手当の支給割合「100分の165」を「100分の167.5」に改めようとするものであります。これにつきましては3年度以降の支給を6月分、12月分ともに同じ支給割合にしようとするものであります。

それでは議案1枚目の改正条例本文をご覧ください。附則でございます。この条例は公布の日から施行することとし、さらに、ただし書きによりまして、第2条の規定は令和3年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。田口議員。

**8 番 田 口** 第2条による改正の施行が来年の4月1日からとなっておりますので、これはその後永続的に行われるのかということをお聞きします。もしそうだとすれば、結局現状から100分の2.5を減ずるのが本筋だけでも、今年の方が100分の5を減ずるのは、結局、今年の6月分と12月分とを合わせて100分の5月分を減ずるという考えなんだなと思われませんがそうですか。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。まず最初のご質問でございますけれども、この2条の措置ですね、3年の4月1日から継続的に行おうとするものです。ただ、この後の改正がなかったらという場合ですね。

それで2点目です。田口議員がご指摘のとおりですね、今回6月支給分は既に支給が済んでおります。したがって、年間の0.05月を差し引く、引き下げるといふこの措置を12月支給分でまとめてしようといふのが第1条の改正であります。それで第2条につきましてはですね、そういったことで令和2年度12月支給で対応いたしますが、その後3年度におきましては、これは6月支給分も12月支給分も同じ割合とすべきものでありますので、そういった第2条の措置を行うものであります。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。福田議員。

**1 番 福 田** 質疑じゃないですけど、意見なんですけど、この新旧対照表の作りですね、左右同じ分量にしてもらわないと比較するときちょっと、今回はすぐわかるんですが、ずれてるとどっか文章が抜けてるんじゃないかと、全部見たりしないといけないわけですよ。で、きちんと真ん中に線があって文字数が同じだと比較がしやすいので、そのようにご配慮をお願いし

たいと思います。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。ご指摘は、今回はもう同じなので必要ないですね。それでこの後でありますけれども、これは改正の分量によってしやすい場合と  
しにくい場合があります。今回たまたまほぼ同じ字数でですね、左右見やすい  
んでけれども、かなりもう数行削除になるとか入れ替えになるというのもあり  
ますので、その辺はなるべく見やすさというのは配慮をしているつもりな  
んですが、どこまでできるかというのはですね、今後の改正によりますの  
で、特に税条例となりますとですね、非常に長文になりますので、そういっ  
たことはお約束はちょっと難しいかなと思います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第56号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関  
する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第56号「川棚町議

会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

( 1 0 : 4 6 )

**議 長** 次に、日程第 7、議案第 5 7 号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第 5 7 号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

国においては、今年度の人事院勧告に沿って一般職の給与が改定され、期末手当の引き下げが行われており、これに準じて特別職の期末手当についても所要の措置が講じられております。本町の町長及び副町長の期末手当につきましては、これまで国の特別職の支給月数に準じていることから、今回、国の特別職の支給月数に合わせるため、一部改正の条例を提案しようとするものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。それでは議案 2 枚目の新旧対照表でご説明いたします。お聞きください。

まず、上の表が第 1 条による改正で、下の表が第 2 条による改正であります。

上の表の第 1 条による改正では、第 2 条期末手当において、改正前の「100分の170」これを「100分の165」に、100分の5引き下げようとする改正であります。このことによりまして、年間の支給割合を「100分の340」から「100分の335」にしようとするものであります。この分が12月に適用いたします。

第 2 条による改正であります。第 1 条により改正を行った期末手当の支給割合「100分の165」を「100分の167.5」に改めようとするものであります。この第 2 条による改正は6月支給分、12月支給分、これを同じ割合にしようとするものであります。

それでは議案 1 枚目の改正条例本文をご覧ください。附則におきまして、

この条例は公布の日から施行することとし、さらに、ただし書きによりまして、第2条の規定は令和3年4月1日から施行することとしております。なお補足でありますけれども、教育長の期末手当につきましては、町長及び副町長の例によるものとすると言われておりますので、改正は行う必要がないというものであります。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第57号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第57号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10:51)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第8、議案第58号「職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町長** 議案第58号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の職員の給与改定につきましては、国家公務員に対する人事院勧告において、期末手当の支給割合の引き下げについて勧告がっており、長崎県の人事委員会の監督においても同様の勧告があり、県においてはこの勧告に基づいて給与条例の改正が県議会において可決されたところであり、県内の他の市・町におきましても同様の対応であることから、本町職員の給与につきましても、国・県に準じて改正しようとするものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議長** 総務課長。

**総務課長** はい。それではご説明いたします。まず今回の人事院勧告では、民間企業等の調査結果を踏まえ、期末・勤勉手当の支給月数を0.05月引き下げ、これを期末手当の支給月数に反映する、そういう勧告であります。また、月例給、いわゆる給料表の改正については行わないという、そういう内容でありました。県の人事委員会においても同様となっております。それでは、議案2枚目の新旧対照表によりご説明いたします。お聞きください。

まず、第1条による改正であります。第16条期末手当の改正では第2項におきまして、期末手当の支給割合であります現行「100分の130」を100分の5引き下げ、「100分の125」に改めようとするものであります。

続きまして、下の表、第2条による改正であります。第2条におきましては第1において改正をいたしました期末手当の支給割合「100分の125」、これを「100分の127.5」に改めようとするものであります。第2条による改正は、6月支給分、12月支給分を3年度以降同じ割合にしようとするものであります。

それでは、議案1枚目をご覧ください。附則をご覧ください。この条例は公布の日から施行するとしております。ただし、ただし書きによりまして、

第2条の規定は令和3年4月1日から施行するということとしております。  
以上で説明を終わります。

**議** 長 これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第58号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、議案第58号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10:55)

**議** 長 ここで、お諮りをいたします。

本臨時会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた、条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

**議** 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和2年11月川棚町議会臨時会を閉会をいたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 0 : 5 6 )

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 小田成実

会議録署名議員 田口一信